

第1章

幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

第1章 幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

① いじめ問題等への対応

■ 背景(課題) 【いじめ問題への対応を巡る教育行政への厳しい批判の高まり】

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、自己や他の人の心身を深く傷つける深刻な問題である。

本県におけるいじめの認知件数は、平成23年度まで全国で最多という状況が続いていた。これは、些細な事案も見逃さずに、解消に向けてきめ細かい対応に努めている結果であるが、毎年多数のいじめが新たに発生

していることから、その対策が求められている。そのため、本県では、「いじめはどの学校・学級でも起こりうる」との認識に立ち、スクールカウンセラーを学校に配置し(図表1)、子どもたちが悩みを気軽に相談できる体制を構築するとともに、子ども及び保護者がいつでも相談できるように電話相談窓口「いじめ ほっとライン24」を設置するなど、相談体制の充実に努めてきた。

しかし、平成23年度に他県で発生したいじめによる生徒の自殺事案を契機として、いじめの深刻さがあらためて浮き彫りになるとともに、学校や教育委員会の対応を巡り、国民の厳しい批判が巻き起こり、教育委員会制度の在り方そのものが問われるに至っている。

【図表1:スクールカウンセラーの配置状況】

年度	20	21	22	23	24
小学校	70	70	144	161	173
中学校	303	303	303	304	304
高等学校	21	21	23	30	30
SV	—	—	—	—	3

(校)

※SVはスーパーバイザーの略
※小学校及び高等学校は拠点校に配置し、巡回校の相談活動にも応じることで全校に対応

■ 関連する施策の実施状況 【相談体制・道徳教育の充実】

本県では、いじめ問題について、未然防止・早期発見・早期対応を基本として対応しているが、いじめは教師の目の届かないところで深刻な事態に陥っていることもあり、早期に発見するためには、生徒が相談しやすい環境を整えることが大切である。そこで、平成24年度には、あらためて電話相談窓口を紹介するチラシやシールを作成して、すべての児童生徒に配布し、一人で悩んでいる子どもたちに、できるだけ相談してもらえるように働きかけた。



【電話相談窓口紹介シール】

また、実際に電話相談に当たっている相談員や臨床心理士に対する研修を一層充実するとともに、夜間の電話回線を増設し、電話相談に適切に対応できる体制を整えた。この他、市町村教育委員会が独自に開設している相談窓口の担当者への研修も実施した。

平成13年度より学校に配置しているスクールカウンセラーについては、小学校への配置を拡充するとともに、平成24年度より新たにスーパーバイザーを配置し、学校での経験が浅いスクールカウンセラーの資質向上や、緊急に支援が必要な場合や重篤な問題に対して適切に助言ができる体制を整えた。また、子どもの心の観察を通じていじめの早期発見や未然防止にスクールカウンセラーをさらに積極的に活用していくことが必要であることから、有識者や学校関係者の協力を得て、スクールカウンセラーを活用した生徒指導の在り方について協議し、

教職員への研修や相談体制の在り方に関するリーフレットを作成した。

学校においては、「いじめ・不登校対策委員会」を中心として、教職員への研修による意識の向上や、アンケート内容を工夫するなどして実態の積極的な把握に努めるとともに、把握した事案については、担任教師だけでなく、スクールカウンセラーや養護教諭などとも連携して全校を挙げて解決に当たった。

こうした取組と合わせ、いじめを生まない環境づくりのためには、児童生徒の「心を育む教育」が重要であることから、学校における道德教育の充実等をねらいとして立ち上げた Web サイト「モラル BOX」の運営や「心の教育推進活動」、「命を大切に作る子どもを育む道德教育の在り方」をテーマとした研究の実施、高等学校における道德教育を実践するための具体的な教材等を掲載した指導参考資料の作成、配布などにより、道德教育の一層の推進を図った。

また、いじめ問題への対応として、地域のもつ教育力も重要であることから、平成 24 年度より「絆を育む学校づくり推進事業」を実施し、世代の異なる地域の人たちとのまちづくり活動等の取組を通して、地域の方々と子どもたちとの心のつながりを深め、地域全体で子どもたちを見守り育む機運を醸成した。

■ **取組の成果・課題及び今後の方向性** 【相談・連携体制のさらなる強化】

文部科学省が平成 24 年 9 月に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」では、本県のいじめ認知件数は平成 24 年 4 月から 8 月までに小学校 4,542 件、中学校 2,811 件となっており、半年程度の期間に、平成 23 年度 1 年間とほぼ同じ件数が報告された(図表 2)。

これは、いじめ問題について児童生徒、保護者、学校のそれぞれの意識・関心が高まった結果でもあるが、見過ごされていたいじめの小さな芽がまだ多くあったということであり、これまで以上にきめ細かな対応が必要であることを再認識した。そのため、今後とも、スクールカウンセラーの配置を拡充するなど、相談体制を充実し、些細な事案も見逃さずに対応に努めていく。

また、今回の調査では、市町村教育委員会や学校と、警察を始めとする関係機関との連携が十分に図られていないという課題も明らかとなった(図表 3)ことから、平成 25 年度からは、学校や市町村だけでは解決が困難な事案に備えて、弁護士、警察関係者等の専門家を加えた支援チームを組織していくこととする。

【図表 2: いじめの認知件数の推移(国公私立)】

年度	小学校		中学校	
	愛知県	全国	愛知県	全国
20	4,949 (1位)	40,807	4,273 (1位)	36,795
21	4,345 (2位)	34,766	3,571 (1位)	32,111
22	5,010 (1位)	36,909	3,812 (2位)	33,323
23	4,502 (2位)	33,124	3,645 (1位)	30,749
24	4,542 (6位)	88,132	2,811 (4位)	42,751

※平成20～23年度は文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づく
 ※平成24年度は文部科学省「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」に基づく
 ※平成24年度は4月から8月までの件数

【図表 3: 市町村教育委員会と警察との連携状況】

問	選択肢	愛知県	全国平均
いじめや暴力行為等に関して、貴教育委員会と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。(複数回答可)	1 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事業を策定している。	5.6%	29.8%
	2 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。	0.0%	34.2%
	3 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している。	96.3%	82.9%
	4 その他	3.7%	5.7%

※文部科学省「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」に基づく

第1章 幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

② 体罰問題への対応

■ 背景(課題) 【学校教育やスポーツ競技の指導における体罰の社会問題化】

学校は、子どもたちが社会で役立つ人間に成長していくために、さまざまな学習活動や体験を通して自らを高めていく場所であり、子どもたちの成長の支えとなる自己肯定感や安心感、自他に対する信頼感など、肯定的な感情が抱けるような「心の居場所」でなくてはならない。そのためには、児童生徒と教職員の間に確かな信頼関係が築かれていることが必要である。

体罰による指導は、子どもたちの心を深く傷つけ、大人への不信感や疎外感を植え付けるものであるとともに、児童生徒と教職員の信頼関係を著しく損なうものであり、決して容認できるものではない。

本県においては、体罰は許されないという認識のもと、体罰による指導については、各学校や市町村教育委員会からの報告に基づき指導や教員の処分を行ってきたが、平成24年度には、他県での、部活動顧問による体罰事案を端緒として、学校教育やスポーツ競技の指導における体罰の実態が全国的に社会問題化した。

■ 関連する施策の実施状況 【実態の正確な把握及び教員への啓発の強化】

本県においては、重大な事態につながりかねない体罰を防止するために、速やかな対応が必要と考え、文部科学省の対応を待たずに県立学校を対象とした実態調査を行った。調査に当たっては、管理職が、非常勤講師も含めたすべての教職員に対して体罰の有無について聞き取りを行うとともに、事前にうわさや情報等のあるものについては、対象となる部活動やクラスの生徒に直接聞き取りやアンケートを実施するなどして、正確な事実確認に努めた。その後、小・中学校についても調査を行った結果、平成24年度の体罰事案として、小学校・中学校・高等学校合わせて154件が明らかとなり、当事者154人と監督者55人を処分した(図表4)。この中には、部活動等の実績があり、指導者としての評価も高かった教員も含まれており、体罰が繰り返されたという実態や体罰事案の教育委員会への未報告など、さまざまな問題が明らかとなった。

[図表4:体罰に関する処分の状況]

区分	懲戒処分		訓告等		合計	
	当事者	監督者	当事者	監督者	当事者	監督者
小学校	1(戒告1)	0	32	13	33	13
中学校	1(戒告1)	0	63	17	64	17
高等学校	4(停職1、戒告3)	1(減給1)	53	24	57	25
合計	6	1	148	54	154	55

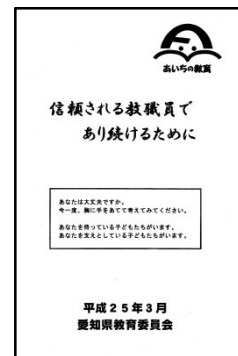
こうした多くの体罰事案を受け、すべての教職員が体罰は決して許されない行為であるという強い自覚をもつことができるよう、全教職員に対して、教育委員長からの体罰の防止に向けたメッセージを配布するとともに、臨時の県立学校長会議を開き、再発防止に向けて具体的に取り組むよう指示した。

また、全職員に対してリーフレット「信頼される教職員であり続けるために」を作成・配布し、すでに配布済みの、教職員に不祥事防止を訴えかけるカードと

合わせて、体罰も含めた不祥事の根絶に向けて教職員の注意喚起と意識の向上を図った。

さらに、体罰や体罰と受け取られる行為があった場合の学校としての対応や教育委員会への報告の手順について、校長会や教育事務所を通じて周知し、体罰の実態をしっかりと把握することのできる体制づくりを行った。

加えて、長年月にわたる勤務者については、同一校に長期間とどまることのないよう、人事異動に留意した。



【リーフレット「信頼される教職員であり続けるために」】

■ **取組の成果・課題及び今後の方向性** 【再発防止に向けた取組】

体罰が行われた背景や要因としては、部活動の成績が上がることで学校全体の活性化や生徒指導面での規律の確保につながるという思いから、部活動や生徒指導の中心となっている教員を守りたいという気持ちが働き、体罰に対して厳しい姿勢で臨むことに躊躇する雰囲気があったこと、同一校で長年にわたり指導をし、実績をあげていくことで周囲の期待も大きくなり、教員の指導に対して意見を言いにくい環境が生まれるということなどがある。また、教育委員会への体罰の報告が不十分であったこと、処分後の対応や指導方法の確認を学校に委ねて、教育委員会として行ってこなかったことも要因と考えられる。

これらの問題を踏まえ、体罰の再発防止に向けて、教育委員会、学校が一体となって取り組んでいく必要がある。

実態調査における体罰事案の把握のきっかけは図表5のとおりであったが、学校においては、教員の不適切な指導に悩んだり、傷ついたりしている児童生徒や保護者の声を吸い上げるために定期的なアンケートの実施や「意見箱」の設置に努め、教育委員会としては、総合教育センターの相談窓口の機能充実を図り、教育委員会の関係機関が連携して早期に対応していく。

また、教職員一人一人が体罰によらない指導を、自覚をもって実践していくことが大切であることから、校内での研修等において、体罰による指導の禁止を徹底したり、体罰によらない効果的な生徒指導の在り方を学校全体で工夫をしていく。さらに、各種研修会や校長会、人事担当者会等で、具体的な事例をもとに、体罰の防止や根絶に向けた取組を話し合っていく。

長期勤務者については、年度当初から意識し、学校訪問を通じて状況を確認し、早めに異動対象者としての認識を持ち、人事異動を行うよう努めていく。

こうした再発防止策を徹底し、教職員一人一人が、体罰によらない指導を自覚と自信をもって行うことにより、教育現場から体罰をなくし、児童生徒と教職員が信頼関係で結ばれた学校づくりを進めていく。

【図表5:体罰事案の把握のきっかけ(複数回答)】

区分	児童生徒の訴え	保護者の訴え	教員の申告	第三者の通報	その他	合計
小学校	2	14	15	3	1	35
中学校	2	17	38	6	5	68
高等学校	4	11	39	4	4	62
合計	8	42	92	13	10	165

※その他:アンケート、他の教員の通報(養護教諭)

第1章 幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

③ 社会全体のモラル・マナーの向上

■ 背景(課題) 【テーマを焦点化した実効性のあるキャンペーンが必要】

子どもたちが道徳性や社会性を身に付けることは、社会生活を送る上で不可欠であり、平成 21 年度に実施した県政モニターアンケートでも、今後、県が力を入れるべき教育分野の 1 位に道徳教育があげられるなど、道徳性・社会性の向上は、県民からも強く期待されているところである。

少子化や都市化、核家族化の進展に伴い、家庭や地域の教育力の低下が指摘されているが、道徳性・社会性は人との関わりの中で育まれるものであることから、その向上については、学校はもとより、家庭や地域が一体となって取り組む必要がある。そのため、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」では、県民の幅広い参加の下、モラルやマナーを向上させるための取組を粘り強く展開することとしている。

以上のような「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」の基本方針に基づき、計画の初年度である平成 23 年度には、家庭や地域、学校の関係者と連携して「2011 あいち教育キャンペーン」を実施し、「モラル・マナーの向上」を呼びかけた。関係者が一体となってキャンペーンを実施することにより、モラル・マナーの大切さを家庭や地域で再認識してもらうきっかけとすることができた。しかし、一回のキャンペーンでは県民全体に呼びかけることはできず、十分な効果が得られなかったことや、広く「モラル・マナー全般」をテーマとしたことから、焦点を絞り切れず、県民に訴えたい内容が明確でなかったといった課題もあった。

また、平成 24 年 5 月に実施した児童生徒への意識・実態調査では、小・中学生、高校生のいずれも、「学校のきまり(規則)を守ることは大切であると思う」と回答した児童生徒の割合よりも、実際に「学校のきまり(規則)を守っている」と回答した児童生徒の割合が低く、「理解」と「行動」が結びついていないという課題も明らかとなった(図表 6)。

【図表 6:児童生徒への意識・実態調査の結果】

「当てはまる」と回答した児童生徒の割合			
質問	小学5年生	中学2年生	高校2年生
学校のきまり(規則)を守ることは大切である	84.3%	65.3%	47.9%
学校のきまり(規則)を守っている	38.5%	43.3%	42.1%

■ 関連する施策の実施状況 【テーマを焦点化したキャンペーンの実施】

上記の課題を踏まえ、平成 24 年度は、あいちの教育について県民全体で考えるきっかけとなるよう、「あいちの教育に関するシンボルマーク・標語」及び教育キャンペーンで使用する啓発ポスターのデザインを広く県民から募集するとともに、取組の重点テーマを「公共の場におけるモラル・マナーの向上」に絞り、特に、「電車内・バス内でのマナー」と「自転車運転のマナー」を中心とした教育キャンペーンを、関係機関と連携して県内各所で実施した。教育キャンペーンは、9月10日に実施したキックオフイベントを皮切りに、9月から10月を向



【シンボルマーク・標語】

上月間として、市町村教育委員会やP T A、企業などと連携して、県民から募集した啓発ポスターの掲示やポケットティッシュの配布による街頭キャンペーンを展開した。

また、児童生徒の「理解」が「行動」につながるように、高等学校を中心として、地域や家庭と連携して生徒の健全育成に取り組む「地域協働生徒指導推進事業」においては、生徒が主体となって地域の関係機関等と連携した取組を積極的に実施した。例えば最寄りの駅に標語ポスターを掲示し、モラル・マナーの向上を呼びかける取組を実施した地域もあった。

こうした取組とあわせて、「育^{いく}19キャンペーン」や、「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」を始めとした青少年育成運動の場でも、各運動とあわせて道徳性・社会性の向上について、県民に呼びかけを行った。



【市町村でのキャンペーン】

■ **取組の成果・課題及び今後の方向性** 【連携強化・児童生徒の取組促進】

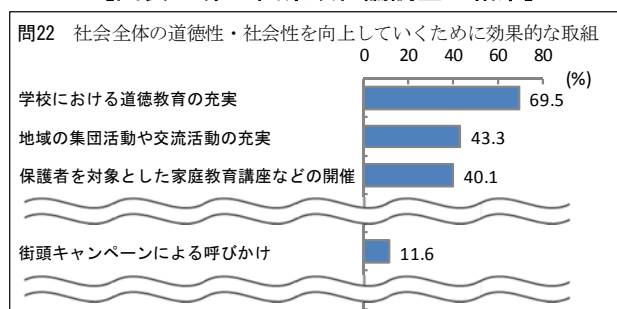
平成 24 年度は、市町村教育委員会やP T A、企業等と連携して県内各所でキャンペーンを実施したことや、具体的な重点テーマを設定したことにより、広く県民に、具体的なテーマでの呼びかけを行うことができた。

一方で、各地域では生徒を中心として、関係機関や家庭が連携して取組を実施できたものの、県全体での関係機関同士の連携や、継続的な取組の実施を呼びかけるといった働きかけが不十分であった。そのため、県をあげて関係機関が連携して取り組むまでには至らなかったとともに、それぞれの取組がティッシュの配布等の一過性のものばかりとなってしまう、継続的な取組につなげることができなかった。また、児童生徒が主体となる取組が少なかったことから、「理解」を「行動」につなげるには不十分であった。

加えて、平成 24 年度第 3 回県政世論調査（平成 24 年 11 月実施）では、「社会全体の道徳性・社会性を向上していくための効果的な取組」として、「街頭キャンペーンによる呼びかけ(11.6%)」よりも、「学校における道徳教育の充実(69.5%)」、「地域の集団活動や交流活動の充実(43.3%)」、「保護者を対象とした家庭教育講座などの開催(40.1%)」等が上位に挙げられた(図表 7)。このことから、県民はキャンペーン活動だけではなく、より県民に身近で実効性のある取組を求めているといえる。

こうした課題を踏まえ、今後は、関係機関の取組状況を集約し、協議や情報交換を行う場を設け、関係機関同士の連携や、継続的で実効性のある取組を働きかけるとともに、学校や市町村教育委員会と連携して、児童生徒が主体となる取組を実施し、社会全体でのモラル・マナーの向上を一層推進していく。

【図表 7: 第 3 回県政世論調査の結果】



第1章 幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

④ 情報モラルの向上

■ 背景(課題) 【情報化の進展に伴い家庭と連携した情報モラル教育が必要】

社会の情報化が急速に進展する中で、児童生徒の間にもスマートフォンなどを通じたインターネットの利用が急速に普及している。これに伴い、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、ネット上の犯罪や違法・有害情報などの問題が生じている。

児童生徒が、情報社会に積極的に参画し、情報や情報手段を適切に活用できる能力を養っていくためには、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育成する必要がある。また、児童生徒がインターネットを使用するのは主に学校外であることから、家庭との連携を図りつつ、児童生徒の情報モラルの向上を図る必要がある。

■ 関連する施策の実施状況 【児童生徒や保護者を対象とした啓発等の実施】

学校では、さまざまな機会をとらえて情報モラルに関する指導を行っているが、こうした学校での指導をより充実したものとするため、道徳教育の推進を目的として立ち上げた Web サイト「モラルBOX」の中に、県内の小・中学校での情報モラル教育の実践例を掲載し、各校での指導の参考とした。

また、学校では、愛知県警サイバー犯罪対策課の職員等を講師とした「インターネット利用安全・安心講座」を活用し、児童生徒や保護者を対象に、インターネット上におけるコミュニケーションマナーやルール等について啓発を図った。

さらに、保護者や地域の大人に対し、子どもたちのインターネット利用の実態やその危険性、並びに予防策などについて啓発するため、県が養成したボランティアである「安心ネットインストラクター」を活用した講習会を実施した。

こうした取組と合わせて、児童生徒がインターネット上の学校非公式サイト等における誹謗中傷などのトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐために、小・中学校を対象とした「ネット見守り隊」及び県立学校を対象とした「ネットパトロール事業」により、インターネット上の掲示板や Web サイトの不適切な書き込み等の検索・監視を実施した。



【安心ネットインストラクターによる講習会】

■ 取組の成果・課題及び今後の方向性 【継続した啓発及び監視が必要】

「安心ネットインストラクター」による講習会の参加者のアンケートでは、「家庭で携帯のルールを決めることが大切だと分かった」、「親も新しい情報を知っておくべきだと思った」などの感想があり、この講習会が、児童生徒の携帯電話の使用について、保護者が子どもと一緒に考えることで、家庭でのルール作りのきっかけになるなどの効果をあげている。

一方で、この講習会を継続的かつ安定的に実施していくためには、ボランティアであるインストラクターの継続的な養成や、情報通信技術の進歩に対応した、

最新の知識・情報を提供するフォローアップを行っていかなければならない。

県立学校を対象とした「ネットパトロール事業」においては、平成 24 年度に検索された不適切な書き込みは 21,005 件で、平成 23 年度の 18,252 件より 2,753 件増加した。そのうち、いじめや他者を中傷する書き込みは 415 件で、平成 23 年度の 186 件から大幅に増加していることから、学校における情報モラル教育を一層充実していく必要がある(図表 8)。

小・中学校を対象とした「ネット見守り隊」による監視活動については、対象となる学校数が多く、限られたボランティアによる監視活動には限界があることから、県と市町村の役割を踏まえ、小・中学校の設置者である市町村による取組を働きかけていく必要がある。

こうした取組と合わせて、児童生徒のスマートフォンの利用が増加している現状を踏まえ、平成 25 年度はスマートフォンの安全・安心な利用について保護者に啓発するパンフレットの作成を行う。

今後も児童生徒が情報社会で適切に活動できるよう、日々進歩する情報通信技術やそれに伴う課題を踏まえながら、情報モラルの向上を図っていく。

【図表 8: ネットパトロール事業により検出された書き込み件数】

書き込み内容 の分類	年度	リスクレベル			合計
		高	中	低	
いじめ・中傷	H24	0	285	130	415
	H23	0	160	26	186
不法行為	H24	0	73	0	73
	H23	0	67	0	67
トラブル	H24	0	15	1	16
	H23	0	11	1	12
個人情報の流布	H24	0	4	19,484	19,488
	H23	0	1	16,868	16,869
その他 (不良行為等)	H24	0	0	1,013	1,013
	H23	0	0	1,118	1,118
合計	H24	0	377	20,628	21,005
	H23	0	239	18,013	18,252

※リスクレベル
 高：犯罪予告や児童生徒の生命に関わる事など緊急性の高い内容
 中：緊急性はないものの、早期の指導・対応等が望ましい内容
 低：緊急性はないが、必要に応じて適切な指導・対応等が望ましい内容

第1章 幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

⑤ 幼児教育の充実

■ 背景(課題) 【社会の変化に対応した本県の幼児教育指針策定の必要性】

幼児期は心身の発達が著しい時期であり、心や体の発達に、環境からの影響を大きく受ける時期である。

現在、核家族化や少子高齢化の進展、都市化によるライフスタイルの多様化など、幼児を取り巻く環境が大きく変化している中で、平成21年度に県教育委員会が実施した調査においても、教育や子育ての問題点として「家庭でのしつけがきちんとされていない」が一番に挙げられるなど、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている(図表9)。

特に、幼児期に身に付けるべき、基本的な生活習慣の未定着、コミュニケーション力や規範意識、体力の低下が危惧されており、「生きる力」の基盤を育む幼児期において、大きな課題となっている。

こうした状況の下で、国においては、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することなどを目的とした、子ども・子育て支援新制度の構築が検討されてきた。

県としては、これまでも、幼稚園教育課程講座や保育技術講座などの研修を実施し幼稚園の教員や保育士等の保育者の資質向上に努めるとともに、子育て支援地域交流会を開催し、社会全体で子育てや家庭教育を支援する機運の醸成に努めてきたが、こうした幼児教育を取り巻く環境の変化や国の動きを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育、保育の充実に向けた本県の指針を策定する必要性が生じた。

こうした状況を踏まえ、平成23年度より、公立・私立幼稚園長や保育所の園長、小学校長、行政関係者、有識者等で構成する幼児教育研究協議会において「愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考える一幼児教育の指針の策定に向けて一」を協議題として検討を重ねてきた。そして、その成果を愛知の幼児教育指針原案として報告書にまとめた。

【図表9:平成21年度愛知県幼児教育研究協議会調査結果】

子どもたちの育ちについて危うさを感じていることの要因								
選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
保育者・教師	5.0	21.5	7.4	17.9	10.3	20.4	4.0	13.5
保護者	7.3	18.0	16.2	13.0	9.7	13.6	9.4	12.8
全体	6.2	19.7	11.8	15.4	10.0	17.0	6.7	13.2

[選択肢]
① 高齢者や地域の人々とかかわる機会が少ない
② 家庭でしつけがきちんとされていない
③ 犯罪など戸外での子どもの安全の確保が難しい
④ 友達と一緒に、夢中になって遊ぶ経験が少ない
⑤ 悪いことをして叱られる経験が少ない
⑥ 兄弟姉妹の人数が少なく、家庭の中でけんかや言い争い、あるいは何かを分けあう経験が少ない
⑦ 公園や広場など地域での遊び場が少ない
⑧ 親が忙しく、子どもと向き合ったりゆったりと過ごす時間が少ない

■ 関連する施策の実施状況 【「愛知の幼児教育指針」の策定】

平成24年度は、この幼児教育指針原案をもとに、さらに、幼児教育指針策定連絡会議において、本県の幼児教育指針について検討するとともに、国において平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進することを趣旨とした「子ども・子育て関連3法」が成立したことも受け、平成24年12月に、幼児教育の充実、保育者の資質及び専門性の向上、家庭や地域社会との連携の推進の3点を重点目標とし、重点目標の実現に向けた具体的な取組を示す「愛知の幼児教育指針」を策定した。

策定した「愛知の幼児教育指針」については義務教育課のホームページへの掲載や愛知県内の全幼稚園・保育所・認定こども園への配布により周知を図るとともに、新規採用教員研修や10年経験者研修等で紹介し、理解を促進した。

取組の成果・課題及び今後の方向性

【幼児教育と小学校教育の円滑な接続など、指針を具体化する手引の作成】

「愛知の幼児教育指針」策定の意義は、幼児教育関係者や県民に広く周知することにより、各市町村、幼稚園・保育所等において、それぞれの地域の特性や教育理念、保育理念の下、さらに充実した幼児教育が展開され、すべての幼児が質の高い教育を受けることができるということにある。

そのため、本県の幼児教育の充実に向けて、本指針が実践に生かされるよう、今後は、あらゆる研修の機会にわかりやすく説明し、周知・理解を図っていく。

また、本指針が実践に生かされるためには、具体的な取組の方策を示す必要がある。

本指針では、幼児教育の充実に向けた具体的な取組の一つとして、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進を掲げているが、平成24年9月に実施した調査では、市町村教育委員会における幼児教育と小学校教育の連携・接続の取組の状況について、年数回の授業や行事、研究会などは行われているものの接続を見通した教育課程の編成・実施には至っていない市町村が62%と過半数を占めている(図表10)。そのため、本指針が市町村での小学校教育を見通した教育課程の編成・実施につながるように、平成25年度までの幼児教育研究協議会の協議題を「小学校教育を見通した幼児期の教育を考える」とし、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の具体的な方策を示す手引きの作成に取り組んでいく。

あわせて、幼児教育の充実のためには、幼稚園・保育所だけでなく、地域全体で子育て支援を実践していく必要があることから、地域における子育て支援交流会により高まった意識を地域での実践につなげていくことができるように、参加型の講座を工夫するなど、プログラムを充実していく。



【愛知の幼児教育指針】

【図表10：平成24年度愛知県幼児教育研究協議会調査結果】

市町村教育委員会における幼児教育と小学校教育の連携・接続の取組の状況 (H24.9 調査)		該当市町村数
ステップ0	連携への予定・計画がまだない。	0 (0%)
ステップ1	連携・実施に着手したいが、まだ検討中である。	13 (25%)
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などがあるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。	33 (62%)
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。	5 (9%)
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。	2 (4%)
(名古屋市を除く)		合計 53 市町村

第1章 幅広い県民の参加による道徳性・社会性の向上

⑥ 防災教育の推進

■ 背景(課題) 【東日本大震災を契機とした防災教育への関心の高まり】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、学校現場でも、防災・減災に対する関心がますます高まっている。特に、本県は、東海地震に関する「強化地域」、東南海・南海地震に関する「推進地域」に県内市町村の9割以上が指定されるなど、地震発生時に甚大な被害が想定されており、学校における防災教育の充実が重要な課題となっている。

こうしたことから、児童生徒が防災について学び、みずから安全確保のための行動がとれる力を身に付けるとともに、学校が地域と連携して、地域の実情に応じた防災体制を構築していく必要がある。

これに加えて、特に高校生には、防災に関する知識・技能の習得にとどまらず、災害発生時や事後の対応において、学校や地域で進んで貢献することが期待されている。

■ 関連する施策の実施状況 【地域や大学と連携した防災教育の実施】

こうしたことから、「高校生防災セミナー」において、平成22年度から、大学と連携した取組により、自然災害に対する知識や防災技術の習得を図るとともに、国内外において災害ボランティア活動の実績があるNPO法人から、ボランティアの役割や地域住民と積極的にかかわっていくことの重要性について学んだり、地域と協働して防災・減災教育を行うことにより、災害時に積極的にボランティアへ参加しようとする意識の醸成や、学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーの育成を図った。



【高校生防災セミナー】

また、東日本大震災の被災状況を踏まえて、津波や液状化についての内容を新たに加えるとともに、東日本大震災で実際にボランティア活動に携わった講師の講義や演習も新たに実施し、最新かつより具体的なセミナーとした。

あわせて、高等学校の防災教育担当者を対象として実施している「防災教育指導者研修会」について、平成23年度からは小・中学校を対象に加えたところであるが、さらに、平成24年度は、市町村防災担当者の参加も得て、地域が連携して進める防災ネットワークづくりをテーマに情報交換や協議を行った。



【青少年防災キャンプ推進事業(避難スペースづくり)】

こうした取組とあわせて、平成24年度は、学校や地域の社会教育施設等を避難所として、体験型の防災教育プログラムを実践する「青少年防災キャンプ推進事業」を、県内3地区で実施し、次代を担う青少年の防災教育や地域コミュニティの再生、世代を超えた絆づくりを推進するとともに、その成果を広く周知、啓発する事例発表会を開催した。

■ **取組の成果・課題及び今後の方向性** 【体験型の研修の充実が必要】

「高校生防災セミナー」では、セミナーを契機として、各学校で防災啓発活動に取り組むとともに、地域の防災訓練に積極的に参加したり、地域住民とともに宿泊避難訓練を行ったりするなど、それぞれ工夫した活動が行われた。セミナー終了後に参加者に対して実施したアンケート調査では、9割以上の参加者が、セミナー全体を通して有意義であったと回答している(図表 11)。また、生徒による今後の抱負について、セミナーで学んだことを地域や学校に広めていきたいという内容の記述が多く記載されており、本事業の目的は概ね達成されているものと考えられる。今後は、さらに高校生の防災に対する意識を高め、地域に貢献できる人材を育成するために、体験学習やグループワーク等の演習の時間を増やすなどの見直しを図り、より一層充実したセミナーとしていく。

【図表 11: 高校生防災セミナー参加者へのアンケート結果】

今年のセミナー全体を通して有意義であったかどうか				
対象/評価	大変有意義だった	有意義だった	あまり有意義でなかった	全く有意義でなかった
教員	44%	56%	0%	0%
生徒	53%	43%	4%	0%

「防災教育指導者研修会」については、平成 24 年度から学校関係者だけでなく、市町村の防災担当者も参加して、情報交換・協議の場を設けたことにより、これまでそれぞれが独自に取り組んできた防災対策について、共通認識を持ち、地域全体で取り組む足がかりとすることができた。今後、より地域に密着した、各地域の実情に合わせた防災体制の構築に向けて、情報交換にとどまらず、地域の代表者も加えた講習会とし、各地域の実情に合わせた防災力の強化を図っていく。

「青少年防災キャンプ推進事業」では、学校、行政、地域の多様な組織、団体が、地域の子どもたちへの防災教育にかかわることで、地域コミュニティを再確認し、世代を超えた絆づくりを推進することができた。また、事例発表会を開催し、県内各地域・関係部局に、地域全体での防災への取組が重要なことを再認識させることができた。一方で、子どもの学習を優先させたことから、地域の防災体制の見直しまでは難しかった。今後は、事例発表会を充実させることで、多くの地域において、地域の実情に応じた体験型防災プログラムが企画され、青少年の健全育成と社会全体での防災の推進が図られるよう、市町村を支援していく。

■ 施策の実施状況

(1) 道徳性・社会性の向上		
■ 命を大切にできる教育の充実		
施策の展開	主な内容	主な実績
「命を大切にできる子どもを育む道徳教育」の推進	「命を大切にできる子どもを育む道徳教育の在り方」をテーマとした、推進校への研究委託	推進校数:小1校(1校) 中1校(1校)
あいっこイキイキ子育て支援地域交流会の開催	家庭や地域の教育力の向上を図るための子育て支援を考える地域交流会の開催	開催地:7地区[豊明市・一宮市・津島市・大府市・高浜市・蒲郡市・新城市] 参加者数:2,622人
■ 社会全体のモラルの向上		
地域協働生徒指導推進事業	学校を核として、地域や家庭と連携した生徒の健全育成を図る取組の実施	生徒指導推進地域: 12地域(12地域)
「あいちの教育」シンボルマーク・標語の募集	社会全体で子どもたちを大きく育てていく機運を醸成するための「あいちの教育」をイメージしたシンボルマーク・標語の募集	応募総数:1,506件
関係機関と連携した教育キャンペーンの実施	幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図るための関係機関と連携した教育キャンペーンの実施	重点テーマ:公共の場におけるモラル・マナーの向上 開催日:平成24年9月10日(月) 開催地:名古屋市[オアシス21]
育19キャンペーンと連動した「モラル・マナー」の啓発	「子育て応援の日(はぐみんデー)」にちなんだ街頭啓発活動(育19キャンペーン)に合わせた「モラル・マナー」の啓発の実施	子育て応援の日:毎月19日 開催日:平成24年11月19日(月) 開催地:名古屋市[金山駅周辺]
青少年育成県民運動の展開	市町村、学校関係者、PTA、警察、青少年団体等と連携した各種青少年育成県民運動の実施 ①子ども・若者育成支援県民運動 ②「家庭の日」県民運動 ③青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動	①強調月間:11月 ②強調月間:2月 ③強調月間:夏期[7・8月]及び冬期[12月10日～1月10日]

※主な実績欄の()内の数値は前年度実績である

施策の展開	主 な 内 容	主 な 実 績
「少年の主張」の開催	中学生の社会性と自主性の育成と青少年の健全育成に対する理解を深めるための「少年の主張」愛知県大会の開催	開催日:平成24年8月24日(金) 開催地:田原市[田原文化会館] 応募者数:53,914人(54,191人) 視聴者数:428人(1,405人)
■ 道徳教育の充実		
心の教育推進活動	県内全小・中学校(名古屋市除く)での家庭や地域と連携した児童生徒の心を育む体験活動の実施	強調月間:5月、11月 取組例:奉仕活動、福祉実践、自然とのふれあい 等 ※各学校の取組を道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載
道徳教育総合推進事業	道徳教育の充実・振興を図るための道徳教育推進会議の開催と推進校への研究委託	テーマ:公共心を育む道徳教育の在り方 会議開催:年2回 推進校:小2校(2校)中2校(2校)
道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」の運用	道徳教育に関する学校の実践などを掲載し、家庭・地域・学校に発信するためのWebサイトの運営	開設時期:平成24年2月 アクセス件数:228,042件[累計] 625件[1日平均]
■ 集団活動や交流活動の推進		
絆を育む学校づくり推進事業	地域の異世代の人たちとの交流による豊かな心の育成と、特色ある学校づくりに取り組んでいけるよう、創意工夫ある取組の実践を委託	実践指定校:幼2園、小6校、中4校 実践例:地域での老人会との交流、祭りへの参加、福祉施設訪問、防災会議の開催 等
県立学校アクティブチャレンジ事業	県立学校全体の活性化を目指した、各学校の意欲的な教育活動を支援	魅力ある授業づくり部門: 高5校(5校) スポーツ・文化芸術部門: 高6校(6校) 地域貢献部門:高5校(8校) 特2校(2校)
防災キャンプの実施	青少年の防災教育及び地域の絆づくり等を推進するために、体験型の防災プログラムを実践する防災キャンプの実施	実施市町村:3市町村[半田市、西尾市、田原市] 参加者数:803人[3市合計] 内 容:学校や社会教育施設等を避難所とした生活体験 等 事例発表会参加者数:92人

施策の展開	主 な 内 容	主 な 実 績
青年指導者の養成 (愛知県青年講座 の開催)	青少年教育活動の指導者の企画 力、運営力、指導力を養成するた めの講座の開催	受講生:21人、うち修了生20人 日 数:5日
演劇などの表現活 動を通じたワーク ショップの実施や プログラムの普及	子どもの発想力やコミュニケー ション能力の育成を図るための 優れた舞台芸術等の鑑賞や文化 芸術団体等による実演指導、ワ ークショップ等への参加	参加校:小2校(1校) ※国の「次代を担う子どもの芸術 表現体験事業」への応募
社会教育施設の運 営	青少年を始めとする県民の宿泊 研修や野外活動の利用に供する ための青年の家、美浜少年自然の 家、旭高原少年自然の家の管理運 営委託 〔主な実績欄の凡例〕 A:宿泊利用者数(延べ数) B:研修室等利用件数	〈青年の家〉 A:21,216人(20,938人) B:3,394件(3,506件) 〈美浜少年自然の家〉 A:47,320人(48,140人) B:2,671件(2,770件) 〈旭高原少年自然の家〉 A:54,049人(53,896人) B:2,122件(2,171件)
■ 情報モラルの向上		
インターネット利 用安全・安心講座 の開催	青少年が安心してインターネッ トを利用できる環境を整備する ための講座の開催	開催数:39講座(42講座) 〔内訳〕 小17、中6、高11、一般5 受講者数:8,037人(10,521人)
青少年育成県民運 動と連動した「情 報モラルの向上」 の啓発	青少年育成県民運動の場でのイ ンターネット利用に関する講演 会の開催	開催日:平成24年12月20日(木) 内容:インターネット・携帯電話 の安全な使い方、スマートフォ ンの安全安心な利用のために
道徳教育総合推進 サイト「モラル BOX」での情報モ ラルに関する情報 の発信	情報モラル教育も含めた道徳教 育に関する学校の実践などを掲 載し、家庭・地域・学校に発信す るためのWebサイトの運営	開設時期:平成24年2月 (平成21年6月に開設した情報 モラル専用サイト「i-モラル」 を発展・統合) アクセス件数:228,042件〔累計〕 625件〔1日平均〕
安心ネットインス トラクターの養成	ネット社会の危険な現状や予防 策等について保護者や地域の大人 に啓発するボランティアの養成 及び啓発の実施	修了者数:68人〔累計〕 〈啓発活動〉 実施回数:44回(36回) 対象者数:1,211人

施策の展開	主な内容	主な実績
ネット見守り隊による監視活動	養成したボランティアによる、いじめや誹謗中傷といった県内の公立小中学生(名古屋市除く)のインターネット上の書き込みに対する監視活動の実施	実施回数:41回(36回) 削除要請件数:2件(8件) 経過観察を行うことが必要と思われる書き込み:554件(599件)
専門機関によるネットパトロールの実施	すべての県立学校を対象としたインターネット掲示板等における不適切な書き込み等の検索	検出件数:21,005件(18,252件) うち個人情報の流布: 19,488件(16,869件)

(2) 人権教育の推進		
■ 児童生徒への指導の充実		
施策の展開	主な内容	主な実績
学校における人権教育の推進 (人権週間を中心とした取組)	各学校で人権週間(12月4日～10日)を中心とした期間に、人権問題に対する理解や認識を深めるための取組を実施	〈主な取組例〉 校長講話、講演会、映画鑑賞、人権問題を取り上げた教科等の授業、奉仕活動 等
学校における人権教育の推進 (家庭・地域との連携・協力)	各学校での人権教育の取組について、家庭や地域と連携して実施	〈主な取組例〉 学校の取組を地域や保護者に積極的に発信、家庭や地域から講師を招く 等
人権教育に関する教育方法の研究等	学校における人権教育の実践に関する研究委託及び補助	人権教育研究委託:7地区 人権教育研究指定校:小2校 人権教育総合推進地域:1地域 人権教育研究委嘱校:中1校 人権教育推進事業費補助:1団体
人権教育に関する教職員の研修	各種研修での人権教育に関する講座の実施及び指導資料の作成配布	・同和問題の正しい理解のために 発行部数:52,200部 配布先:教育委員会事務局、小・中・高等学校、特別支援学校等の全教職員
社会教育における人権教育	人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上を図るための社会教育関係者やPTA関係者等への研修会の開催	〈中央研修会〉 開催地区:4地区(4地区) 参加者数:766人(735人) 〈地区研修会〉 開催会場:10会場(10会場) 参加者数:1,229人(1,186人)

■ 人権啓発の推進		
施策の展開	主な内容	主な実績
人権啓発の推進	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づく啓発行事や指導者研修会、新聞・ラジオ等による啓発及び「あいち人権啓発プラザ」を拠点とした啓発業務の充実	〈人権ハートフルフェスティバル〉 開催日：平成 24 年 12 月 9 日（日） 開催地：名古屋市（ウィンクあいち） 参加者数：173 人（637 人） テーマ：「心のバリアフリーがもたらす豊かな社会」 〈あいち人権啓発プラザ〉 利用者数：2,772 人（2,705 人）

(3) いじめ・不登校等への対応の充実		
■ 未然防止と早期発見に向けた取組の充実		
施策の展開	主な内容	主な実績
絆を育む学校づくり推進事業 （再掲）	地域の異世代の人たちとの交流による豊かな心の育成と、特色ある学校づくりに取り組んでいけるよう、創意工夫ある取組の実践を委託	実践指定校：幼 2 園、小 6 校、中 4 校 実践例：地域での老人会との交流、祭りへの参加、福祉施設訪問、防災会議の開催 等
県立学校アクティブチャレンジ事業 （再掲）	県立学校全体の活性化を目指した、各学校の意欲的な教育活動を支援	魅力ある授業づくり部門： 高 5 校（5 校） スポーツ・文化芸術部門： 高 6 校（6 校） 地域貢献部門：高 5 校（8 校） 特 2 校（2 校）
不登校対策実践研究事業	県から派遣する生徒指導サポートコーディネーターを活用した、不登校、暴力行為、いじめ等の生徒指導上の諸問題への効果的な取組に関する調査研究を委託	推進地域：2 地域（2 地域） [日進市、蒲郡市]
いじめ問題についてのメッセージ発信	いじめ問題に関する知事のメッセージを発信	発信先：県内全小・中学校[名古屋市除く] 発信日：平成 24 年 7 月 20 日（金）

■ 相談体制の充実		
施策の展開	主な内容	主な実績
スクールカウンセラー設置事業	問題行動の解決及び未然防止を図るためのスクールカウンセラーの学校への配置及び緊急事案への対応及び経験の浅いスクールカウンセラーへの指導助言を行うためのスーパーバイザーの配置	〈スクールカウンセラー配置数〉 小:拠点校 173校(161校) 中:304校(304校)[全校配置] 高:拠点校 30校(30校) 〈スーパーバイザー〉 小・中担当:2名 高担当:1名
特別支援学校心のケア指導力向上	各特別支援学校における子どもたちの心のケアを行う教員の指導力向上に向けた取組の実施	取組例:事例を基にしたワークショップ、ケース会議、講演会等
24時間いじめ電話相談(いじめほっとライン24)	臨床心理士や相談業務の経験があるボランティアによる、いじめ問題に悩む子どもや保護者への電話相談の実施	相談件数:10,989件(10,197件)
家庭教育コーディネーター設置事業	家庭教育コーディネーターによる不登校児童生徒や保護者への家庭訪問、相談・支援の実施及び乳幼児から中学生までの保護者を対象とする研修会の開催	コーディネーター設置人数:17人(17人) 〈家庭訪問、相談・支援〉 相談人数:167人(152人) 相談回数:3,855回(3,781回) 〈家庭教育研修会〉 実施回数:41回(78回) 参加者数:1,791人(4,007人)
ホームフレンド活動事業	家庭教育コーディネーターの助言の下、大学生のホームフレンドが不登校児童生徒に接することで児童生徒の心の安定を図る	ホームフレンド人数:16人(16人) 訪問人数:37人(39人) 訪問回数:402回(419回)
ひきこもり対策事業	引きこもり状態に陥った者やその家族を相談や家族教室につながる活動や引きこもり支援サポーターによる家庭訪問の実施	相談件数:1,768件(1,684件) サポーター派遣対象者: 延 86人(77人)
子ども・若者育成支援ネットワークの推進	困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を送れるよう、市町村において関係機関及び団体等が連携して支援を行うネットワークの整備促進	ネットワーク整備重点促進地域会議:2回 子ども・若者支援ネットワーク研修:6日、13講座

(4) 幼児教育の充実		
■ 幼稚園・保育所等と小学校との連携強化		
施策の展開	主な内容	主な実績
幼・小・中学校教職員研修	幼稚園の新規採用教員への研修の実施及び幼・小・中学校の教職10年経験者研修における、異校種(園)訪問の実施	〈幼稚園等新規採用教員研修〉 参加者数:50人(55人) 〈教職10年経験者研修〉 参加者数:幼20人(20人) 小143人(139人) 中127人(107人)
絆を育む学校づくり推進事業 (再掲)	地域の異世代の人たちとの交流による豊かな心の育成と、特色ある学校づくりに取り組んでいけるよう、創意工夫ある取組の実践を委託	実践指定校:幼2園、小6校、中4校 実践例:地域での老人会との交流、祭りへの参加、福祉施設訪問、防災会議の開催等
■ 幼稚園・保育所等による子育て支援の充実		
あいっこイキイキ子育て支援地域交流会の開催 (再掲)	家庭や地域の教育力の向上を図るための子育て支援を考える地域交流会の開催	開催地:7地区[豊明市・一宮市・津島市・大府市・高浜市・蒲郡市・新城市] 参加者数:2,622人
認定こども園の整備支援	子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の創設を支援	整備費補助:4か所(2か所) 認定状況:16園(14園)[累計]
■ 幼児期の教育の在り方の検討・策定		
幼児教育の指針の策定	本県の幼児教育の今後の方向性を示す指針を策定	〈幼児教育指針策定連絡会議〉 開催:2回

(5) 福祉教育の推進		
■ 交流・ボランティア活動の推進		
施策の展開	主な内容	主な実績
絆を育む学校づくり推進事業 (再掲)	地域の異世代の人たちとの交流による豊かな心の育成と、特色ある学校づくりに取り組んでいけるよう、創意工夫ある取組の実践を委託	実践指定校:幼2園、小6校、中4校 実践例:地域での老人会との交流、祭りへの参加、福祉施設訪問、防災会議の開催等

施策の展開	主 な 内 容	主 な 実 績
県立学校アクティブチャレンジ事業 (再掲)	県立学校全体の活性化を目指した、各学校の意欲的な教育活動を支援	魅力ある授業づくり部門： 高 5 校 (5 校) スポーツ・文化芸術部門： 高 6 校 (6 校) 地域貢献部門：高 5 校 (8 校) 特 2 校 (2 校)
高等学校と養護学校高等部の併設	ノーマライゼーションの理念を実現するため、高等学校に養護学校高等部を併設し、障害のある生徒とない生徒の交流を図る	併設校： 桃陵高校、半田養護学校桃花校舎 宝陵高校、豊川養護学校本宮校舎
居住地における交流・共同学習の推進	特別支援学校の児童が、居住する地域の小学校において、交流及び共同学習を効果的に実施するための方法・内容等を研究	推進地区：1 市 [特 1、小 4] (1 市 [特 1、小 4])
肢体不自由児スクールクラスターモデル事業	地域の教育資源を効果的に組み合わせることにより、障害のある児童生徒一人一人のニーズに適切に対応した教育を実施するための研究の実施	指定学校：特 2 校、小 3 校 ※特別支援学校は肢体不自由養護学校を指定
■ 社会福祉に貢献できる人材の育成		
教科「福祉」を通じた地域福祉を担う人材の育成	高等学校福祉科、総合学科福祉系列、普通科福祉実践コース設置校での将来の地域福祉を担う人材の育成	福祉科設置校：4 校 総合学科福祉系列設置校：4 校 普通科福祉実践コース設置校：2 校
福祉教育充実のための社会福祉協議会の活動支援	愛知県社会福祉協議会が行う福祉実践教室や体験学習、福祉読本の作成・配布等の活動を支援	福祉実践教室：1, 021 校 (956 校) 福祉読本：97, 000 冊 (97, 000 冊)
認知症サポーター養成講座の開催	認知症の人やその家族を家庭で支える社会の推進を図るための小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催	開催市町村：27 市町村 (15 市町村)

(6) 安全教育の推進		
■ 実践的な安全教育の充実		
施策の展開	主な内容	主な実績
子どもの安全確保 推進事業	防犯意識や危機回避能力の向上を 図るための小学校への防犯少年 団モデル校の委嘱及び防犯少年 団員の任命並びに子ども安全 アカデミーの開催	防犯少年団モデル校:47校(44校) 防犯少年団員:474人(446人) 子ども安全アカデミー: 平成24年8月8日(水)開催
自転車シミュレー タを活用した参加 体験型講座の実施	児童生徒に自転車の正しい交通 ルールを学ばせるための参加体 験型の講座の実施	実施校:小1校、高1校
自転車安全運転利 用モデル校の指定	自転車安全運転利用モデル校の 指定及び自転車教室の開催、交通 危機マップの作成	モデル校:小44校(44校) 中44校(44校) 高44校(26校)
防災教育推進事業 (防災教育指導者 研修会の開催)	教職員の危機管理意識の高揚、児 童生徒に対する危険予測、危機回 避能力の育成、小中高の連携を図 るための研修会の実施	参加者数:1,652人(826人) 対象者:公立小・中学校及び県立 学校、市町村教育委員会、市町 村の防災担当者
防災教育推進事業 (防災パンフレッ トの作成)	地震に関する正しい知識を習得 させ、防災意識を高めるためのパ ンフレットの作成・配布	配布部数:217,900部 (627,600部) 配布対象:県内公立小・中学校、 県立高校及び特別支援学校の 小学1年、4年、中学1年、高 校1年
■ 災害発生に備えた人材の育成		
高校生防災リー ダーの育成	防災に関する幅広い知識を持っ た人材や地域防災を主体的に進 めることのできる人材を育成す るための大学と連携したセミ ナーの実施	連携大学:名古屋大学 セミナー回数:5回(5回) 参加校数:30校(30校) 参加生徒数:133人(125人)
青少年防災キャン プ推進事業	学校や地域の社会教育施設等を 避難所とした、体験型の防災教育 プログラムの実践	実施地区:県内3地区[半田市、西 尾市、田原市]

■ 効果指標の達成状況

◆全国学力・学習状況調査で「道徳性」「社会性」に関する項目に肯定的に答えた児童生徒数の割合(小・中学校)

⇒【目標】全ての項目で全国平均を上回る。(毎年度)

○小学校では、以下の4項目は全国平均を上回ったが、それ以外は全国平均を下回った。

- ・「学校で友達に会うのは楽しいと思いますか。」
- ・「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」
- ・「学校のきまりを守っていますか。」
- ・「友達との約束を守っていますか。」

○中学校では、以下の4項目は全国平均を上回った。また、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」の項目については全国平均と同率だった。それ以外は全国平均を下回った。

- ・「学校で友達に会うのは楽しいと思いますか。」
- ・「学校の規則を守っていますか。」
- ・「友達との約束を守っていますか。」
- ・「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。」

○小・中学校ともに、22年度と比較して、概ねすべての項目について、肯定的に答えた児童生徒の割合が増加した。

■全国学力・学習状況調査(文部科学省)の結果

小 学 校		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学校で友達に会うのは楽しいと思いますか。	本県	96.3%	—	○ 96.8%			
	全国	96.5%	—	96.5%			
今住んでいる地域の行事に参加していますか。	本県	○ 65.9%	—	○ 68.8%			
	全国	61.6%	—	63.2%			
学校のきまりを守っていますか。	本県	○ 89.7%	—	○ 92.6%			
	全国	89.2%	—	91.3%			
友達との約束を守っていますか。	本県	96.6%	—	○ 97.3%			
	全国	96.7%	—	97.1%			
人が困っているときは、進んで助けていますか。	本県	78.9%	—	—			
	全国	79.6%	—	—			
近所の人に会ったときは、あいさつをしていますか。	本県	88.0%	—	90.1%			
	全国	89.9%	—	91.1%			
人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。	本県	92.0%	—	93.7%			
	全国	92.0%	—	94.1%			
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。	本県	94.6%	—	94.4%			
	全国	95.0%	—	95.4%			

中 学 校		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学校で友達に会うのは楽しいと思いますか。	本県	○ 95.2%	—	○ 95.7%			
	全国	95.0%	—	95.0%			
今住んでいる地域の行事に参加していますか。	本県	33.9%	—	36.8%			
	全国	34.3%	—	37.7%			
学校の規則を守っていますか。	本県	○ 90.8%	—	○ 93.7%			
	全国	90.1%	—	92.3%			
友達との約束を守っていますか。	本県	○ 96.8%	—	○ 97.1%			
	全国	96.6%	—	96.8%			
人が困っているときは、進んで助けていますか。	本県	72.9%	—	—			
	全国	74.3%	—	—			
近所の人に会ったときは、あいさつをしていますか。	本県	81.5%	—	85.1%			
	全国	83.9%	—	87.3%			
人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。	本県	○ 92.9%	—	○ 95.2%			
	全国	92.7%	—	94.9%			
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。	本県	90.7%	—	93.0%			
	全国	91.1%	—	93.0%			

※ ○は、目標を達成している項目である。

※ 23年度は、東日本大震災の影響により「全国学力・学習状況調査(文部科学省)」は見送りとなった。

◆本県実施の調査で「道徳性」「社会性」に関する項目に肯定的に答えた生徒数の割合(高等学校)

⇒【目標】 85% (27年度)

○高等学校では、以下の項目は、いずれも27年度の目標である85%を達成した。

- ・「学校のきまりを守ることは大切である。」
- ・「時間を守っている。」

■本県実施調査の結果(22年度、24年度、27年度に実施)

	高 等 学 校		
	21年度	24年度	27年度
学校のきまりを守ることは大切である。	77.5%	○ 90.5%	
時間を守っている。	77.9%	○ 87.7%	

※ ○は、目標を達成している項目である。